

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成20年10月 1日見直)

法令名	家畜伝染病予防法		
根拠条項	第8条		
許認可等の種類	第5条の検査等を行った証明書の交付		
法令の定め	都道府県知事は、第4条の2第3項若しくは第5項若しくは第5条第1項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は第6条第1項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜の所有者から請求があったときは、農林水産省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書を交付しなければならない。		
審査基準	法令の定めに尽くされている。 〔 検査等の記録その他により当該家畜に対する検査等の実施の事実が確認される 〕 こと。		
標準処理期間	総期間	7 日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	7 日・丹	(各家畜保健衛生所)
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)		

畜産33

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 1 9 年 2 月 日見直)

法令名	家畜伝染病予防法
根拠条項	第 2 1 条第 1 項
許認可等の種類	死体の焼却等の義務を免除する知事の許可
法令の定め	次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。 ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合、その他政令で定める場合は、この限りでない。
審査基準	<p>法令の定めに尽くされている</p> <p>次の事項の全てに適合し、防疫上支障がないと判断されること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死体を移動させる場合は、病原体の散逸のない方法によって行われること 2 死体を収容する場所には防疫に関する獣医師たる責任者が置かれていること 3 死体を収容する場所は、他と隔離でき、かつ、昆虫、ねずみ等の出入りが防止できる構造であること 4 死体及びこれに由来する汚染物品を家畜伝染病予防法施行規則別表第 2 の基準により処理できること <p>死亡牛の伝達性海綿状脳症検査により、患者となった牛の死体については、上に掲げる事項に加え、次の事項の全てに適合していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死体の利用目的が、学術研究であることが確実であること 2 学術研究機関が、家畜伝染病予防法施行規則第 23 条第 3 号、第 28 条第 3 号、第 31 条第 3 号、第 33 条第 3 号及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第 2 条第 5 号の規定により、農林水産大臣の指定を受けたものであること 3 学術研究機関が行う死体からの採材、死体又は材料の輸送に当たっては、家畜防疫員の指示の下、病原体の輸送を防止するための措置が講じられていることが確実であること 4 学術研究機関において、学術研究の用に供した後の死体又は材料が、家畜防疫員の指示の下、速やかに焼却処分されることが確実であること
標準処理期間	<p>総 期 間 7 日・丹 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 7 日・丹 (各家畜保健衛生所)</p>
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産 3 4

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成19年 2月 日見直)

法令名	家畜伝染病予防法		
根拠条項	第24条		
許認可等の種類	死体等埋却地を発掘する場合の知事の許可		
法令の定め	第21条第1項若しくは第4項又は第23条第1項若しくは第3項の規定により、家畜の死体又は家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品を埋却した土地は、農林水産省令で定める期間内は、掘ってはならない。 ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。		
審査基準	法令の定めに尽くされている 〔発掘時の防疫措置の実施により家畜伝染病の病原体が散逸するおそれがないと判断されること。〕		
標準処理期間	総期間	7日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	7日・丹	(各家畜保健衛生所)
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/:index.html)		

畜産35

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 20 年 10 月 1 日見直)

法令名	家畜伝染病予防法
根拠条項	第 31 条第 2 項
許認可等の種類	第 31 条第 1 項の検査等を行った証明書交付
法令の定め	(第 31 条第 1 項) 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に、農林水産省令で定める方法により家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができる。 (第 31 条第 2 項) 前項の検査、注射、薬浴又は投薬には、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。
審査基準	法令の定めに尽くされている。 〔 検査等の記録その他により当該家畜に対する検査等の実施の事実が確認される こと 〕
標準処理期間	総 期 間 7 日・丹 (注：休日は含まない。) 經由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 7 日・丹 (各家畜保健衛生所)
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産 36

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成20年10月 1日見直)

法令名	家畜伝染病予防法
根拠条項	第50条
許認可等の種類	大臣指定動物用生物学的製剤の使用許可
法令の定め	農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている。 <div style="border-left: 2px solid red; border-right: 2px solid red; padding: 5px;"><p>1 家畜伝染病予防法施行規則第57条第1号に指定する動物用生物学的製剤にあつては、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は農林水産省動物医薬品検査所に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の2第2項に基づく農林水産大臣あての治験の届出をした日から起算して30日を経過していること。</p><p>2 家畜伝染病予防法施行規則第57条第2号に指定する動物用生物学的製剤については、都道府県の行う防疫上支障がないと判断されること。</p></div>
標準処理期間	総期間 10日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 10日・丹 (各家畜保健衛生所)
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産37

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜伝染病まん延防止規則		
根拠条項	第2条		
許認可等の種類	家畜伝染病まん延防止のための移動禁止の除外許可		
法令の定め	<p>(移動の禁止)</p> <p>第2条 知事が指定する家畜及びその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれのある物品（知事が指定する家畜の肉、骨、皮、毛、血液、内臓、生乳、精液、卵、その他当該家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある一切の物品をいう。以下同じ。）は、知事が指定する期間、知事が指定する区域内で移動し、又は他の区域から当該区域へ若しくは当該区域から他の区域へ移動してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合（第一号及び第二号にあつては、知事が特に指定する家畜伝染病に係る場合（知事の許可を受けた場合を除く。）を除く。）は、この限りではない。</p> <p>(一から四を省略する。)</p> <p>2 前項ただし書の知事の許可を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書を、その飼育地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して、知事に提出しなければならない。</p>		
審査基準	<p>1 移動の目的及び方法等</p> <p>(1) 他の区域から当該区域へ食用に供するために当該区域に所在すると畜場に直送する家畜並びにと殺した家畜及びその肉、骨その他の物品を移動する場合。</p> <p>(2) 当該家畜伝染病のまん延防止のための処置をし、かつ、貨車その他の車輛に積載して当該区域を通過する場合。</p> <p>(3) 病性鑑定のため、家畜保健衛生所の指示に従い、試験研究機関へ移動する場合。</p> <p>(4) 家畜保健衛生所長があらかじめ知事の承認を得て許可した場合。</p> <p>2 審査</p> <p>申請書に基づく審査</p>		
標準処理期間	総期間	7日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	3日・丹	(各家畜保健衛生所)
	協議機関	日・月	()
	処分機関	4日・丹	(農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)		
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)		

畜産44

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜伝染病まん延防止規則		
根拠条項	第3条		
許認可等の種類	家畜伝染病まん延防止のための移入禁止の除外		
法令の定め	<p>知事が指定する家畜及びその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げる恐れのある物品は、知事が指定する期間、知事が指定する都府県の区域から道内へ移入してはならない。</p> <p>ただし、知事の許可を受けて移入しようとするものは、申請書を当該家畜の移入地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して、知事に提出しなければならない。</p>		
審査基準	移入の目的、移入経路等の移入方法について、申請書に基づき審査する。		
標準処理期間	総期間	7日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	3日・丹	(各家畜保健衛生所)
	協議機関	日・月	()
	処分機関	4日・丹	(農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)		
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)		

畜産45

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜伝染病予防手数料の徴収に関する事務取扱要領
根拠条項	2の(2)のウ
許認可等の種類	家畜伝染病予防手数料の減免
法令の定め	家畜の検査若しくは注射を受けた日又は証明書の交付申請の日前1年以内に災害救助法(昭和22年法律台118号)の規定の適用を受けて救助を受けたもののうち知事が必要と認めたものは、全額減免する。
審査基準	家畜の検査若しくは注射を受けた日又は証明書の交付申請の日前1年以内に災害救助法(昭和22年法律台118号)の規定の適用を受けて救助を受けた事実が確認されること。
標準処理期間	総期間 7日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 7日・丹 (各家畜保健衛生所)
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号:)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号: 011-204-5441)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産58